



令和7年度 水土里サークル活動 初任者研修会

1. 水土里サークル活動と協議会について
2. 事例発表・事例集作成等 輪番制について
3. 地域資源保全管理構想の策定について
4. 令和6年度「活動の手引き」について
5. 中間検査について
6. 令和7年度「実績報告」についてのお願い
7. 国の抽出検査について
8. 活動範囲図のGIS化について
9. 協議会ホームページのご案内
10. 安全管理・保険加入について
11. イメージキャラクターについて
12. 協議会 業務担当窓口のご案内



1. 水土里サークル活動と鹿児島県水土里サークル活動支援協議会 「多面的機能支払交付金」で行う活動の鹿児島県独自の愛称です

- ・事業の浸透を目的に平成19年に募集しました。

《サークル・さあ来る》

- ・円，輪→人と人のつながり，地域のつながり，結いの心
- ・仲間，団体→活動組織
- ・循環，繰り返す→活動の継続，環境を守る 等

それぞれの意味を含め，資源を守る活動の特徴をわかりやすく表現しています。

目 的	農業の多面的機能の維持・発揮を図るため，地域協同による農用地，水路，農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進等に資すること
会 長	本坊 輝雄（南さつま市長・鹿児島県土地改良事業団体連合会会長）
副会長	橋本 欣也（伊佐市長）
会 員	県農政部，県教育庁，県警察本部，J A 中央会，県経済連，県農業会議，県建設業協会，県社会福祉協議会，かごしま水土里ボランティア，市町村，水土里ネット鹿児島
事務局	水土里ネット鹿児島 総務部地域支援課
事務局 の 役 割	①事業計画の指導，審査・実施状況の確認 等 ②推進・指導（市町村・活動組織等への説明会等の開催，制度の説明，申請書類等の確認，実績報告書の確認等，個別指導，シンポジウムの開催 等） ③その他推進に必要な事項（幹事会・総会の開催，フォーラム・九州連絡会への参加 等）

2. 事例集作成・事例発表 等の輪番制について

協議会では、毎年活動組織の事例集作成，県内シンポジウムにおける事例発表，九州フォーラムにおいての事例発表をお願いしているところです。

地区の選定について令和6年度より，サイクル表により輪番制で
お願いしています。

なお，これまで作成した事例集は，本協議会ホームページよりご覧いただけますのでご確認ください。

鹿児島県水土里サークル活動 事例集・事例発表等 計画表

内容 年度	事例集1	事例集2	県内シンポジウム 事例発表1	県内シンポジウム 事例発表2	県内シンポジウム 事例発表3	九州フォーラム 事例発表
R6	垂水市	天城町	出水市	志布志市	龍郷町	鹿屋市
R7	枕崎市	喜界町	薩摩川内市	肝付町	与論町	—
R8	霧島市	知名町	日置市	大崎町	奄美市	伊佐市
R9	東串良町	龍郷町	—	—	—	さつま町
R10	南大隅町	伊仙町	阿久根市	垂水市	南種子町	—
備考	組織の概要や活動紹介（テンプレートあり・A42枚・PPT）	組織の概要や活動紹介（テンプレートあり・A42枚・PPT）	組織の概要や活動紹介（PPTを使用した事例発表）	組織の概要や活動紹介（PPTを使用した事例発表）	組織の概要や活動紹介（PPTを使用した事例発表）	組織の概要や活動紹介（PPTを使用した事例発表）

※ 令和9年度は，九州フォーラム開催県であるため，事例発表は1組織のみ



◇ 鹿児島県水土里サークル活動シンポジウム

開催日時：令和7年8月21日（木）13:30～

開催場所：宝山ホール（鹿児島市山下町5-3）

事例発表：薩摩川内市・肝付町・与論町

◇ 令和7年度 九州「農地・水・環境保全」フォーラム

開催日時：令和7年10月28日（火）13:00～

開催場所：メディキット県民文化センター 演劇ホール
（宮崎市船塚3丁目210番地）

発表団体：鹿児島県対象なし

◇ 活動事例集

作成団体：枕崎市・喜界町



3. 地域資源保全管理構想の策定について

令和7年度に活動計画の最終年度となっている組織については、実施要綱第4の2に基づき、令和7年度末までに「地域資源保全管理構想」の策定を行う必要があります。

県内では、**19市町村の42組織**が対象となっております。

市町村の多面担当者は、活動組織へ作成状況をご確認ください。

※作成は必須となっております。提出できない場合は**全額遡及返還**となります。

（実施要綱第9の1（5））

※活動期間中に広域協定となった(合併等)場合でも、**合併前の活動期間がR7までの終了の場合は旧組織単位で作成する必要があります。**

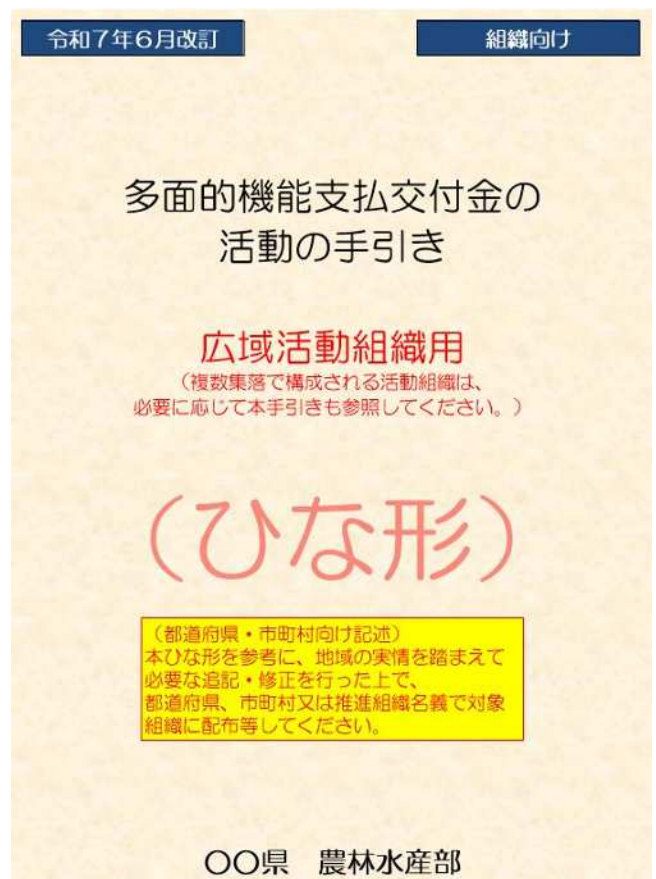
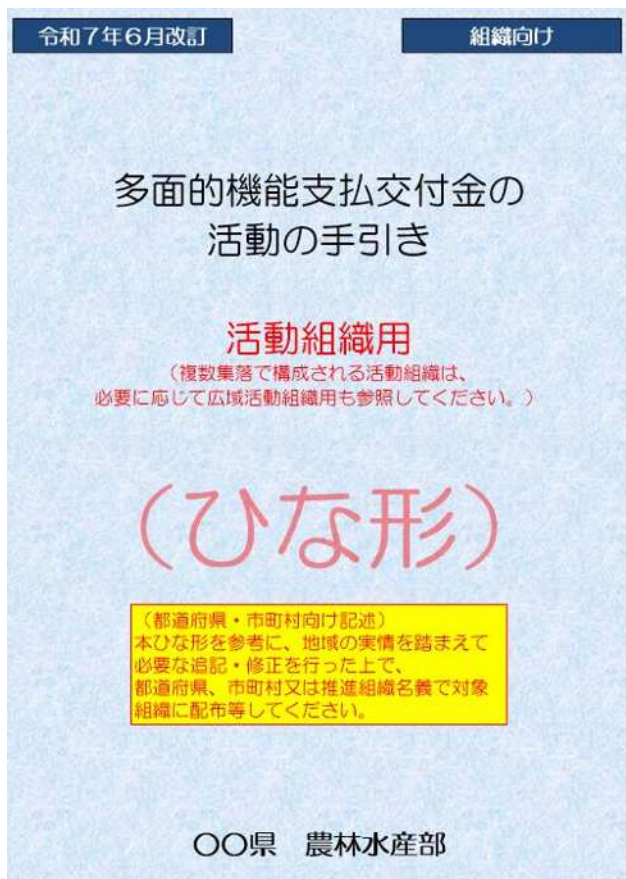
◆「地域資源保全管理構想」とは

担い手農家への農地集積の加速化や農村地域の過疎化・高齢化の進行等の構造変化に対応し、地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたもの

4. 令和7年度「活動の手引き」について

「活動の手引き」（※活動組織用及び広域活動組織用）について、鹿児島県版に変更しご提示致します。

オリジナルデータ（PowerPoint）を送付いたしますので、各市町村で加筆修正等を行ってもらい、必ず、管内の活動組織にお配り頂きますよう、よろしくお願いします。



5. 中間検査について

市町村においては、活動組織に対し交付金を返還するような事態を防止するため、事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導することになっており、「中間検査」の実施をお願いします。今年度は、中間検査サポートの強化を考えております。

立会の依頼がある場合は、事務局へお問い合わせください。

【中間検査の時期】

- ・ おおよそ 10月～11月

(2) 関係機関の役割分担

多面的機能支払の実施に関する基本方針 (要綱基本方針) 抜粋

ア 県

- ・ 法に基づく基本方針の策定
- ・ 本交付金の実施状況の点検等を行うための第三者機関の設置・運営
- ・ 要綱基本方針の策定
- ・ 市町村等を対象とした説明会の開催など、本交付金の推進・実施に必要な事項の関係者への周知
- ・ 要綱・要領に基づいた市町村や対象組織に対する助言・指導
- ・ 法、要綱等に基づいた交付金の事務処理等
- ・ 長寿命化整備計画書の協議等

イ 市町村（別添：市町村一覧表）

- ・ 法に基づく促進計画の策定
- ・ 要綱・要領に基づいた対象組織に対する助言・指導
- ・ 対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況の確認・報告
- ・ 法、要綱等に基づいた交付金の事務処理等
- ・ 長寿命化整備計画書作成時の指導及び工事完了後の検査

ウ 推進組織（鹿児島県水土里サークル活動支援協議会）

- ・ 要綱・要領に基づいた対象組織に対する助言・指導
- ・ 対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況の確認
- ・ 本交付金の推進に必要な研修会の開催等
- ・ 活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化の支援
- ・ 長寿命化整備計画書作成時の助言等

No.	市町村名	担当部署	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1	鹿児島市	農林水産部 農地整備課	○	○	○			
2	日置市	産業建設部農地整備課	○	○		○	○	○
3	いちき串木野市	農政課	○			○		
4	指宿市	農政部 耕地林務課				○	○	○
5	南さつま市	耕地林務課	○	○		○	○	○
6	枕崎市	農政課耕地林務係				○	○	
7	南九州市	耕地林務課 管理係	○	○			○	
8	薩摩川内市	耕地林務水産課						
9	さつま町	農林課 耕地係	○			○		
10	阿久根市	農政林務課				○		
11	出水市	農林水産部 農林水産 整備課基盤整備係				○		
12	長島町	耕地林務課				○		
13	霧島市	農林水産部 耕地課 管理グループ	○			○	○	○
14	始良市	農林水産部 耕地課 耕地管理係	○			○	○	○
15	湧水町	産業振興課	○			○	○	○
16	伊佐市	林務耕地課 耕地係	○			○		
17	鹿屋市	農林商工部 農地整備課						○
18	垂水市	農林課 林務耕地係						
19	東串良町	建設課 農地整備係	○					
20	錦江町	建設課						
21	南大隅町	経済課	○					
22	肝付町	農業振興課農地整備係	○					
23	曾於市	耕地林務課 農地総務係				○	○	○
24	志布志市	耕地林務水産課 耕地係	○					
25	大崎町	農林振興課	○			○	○	○
26	西之表市	農林水産課農業土木係	○					
27	中種子町	農林水産課農業土木係	○					
28	南種子町	総合農政課土地改良係	○					

No.	市町村名	担当部署	R1	R2	R3	R4	R5	R6
29	屋久島町	産業振興課	○			○	○	△
30	奄美市	農林水産部農林水産課	○	○				
31	大和村	産業振興課						
32	宇検村	産業振興課	○			○		
33	瀬戸内町	農林課農林整備係		○				
34	龍郷町	農林水産課	○					
35	喜界町	農業振興課	○	○			○	
36	徳之島町	耕地課	○	○		○		
37	天城町	農地整備課	○	○		○		
38	伊仙町	耕地課	○	○		○		
39	和泊町	耕地課	○	○		○		○
40	知名町	耕地課		○		○	○	○
41	与論町	耕地課		○			○	○

27

13

1

22

14

13

※ R6 屋久島町（△）は、要請あり。

日程の調整がつかず町単独で検査実施



6. 令和7年度「実績報告」についてのお願い

当該年度末から次年度始めにかけて、依頼があった市町村に対し実績報告書の書類の確認をしております。

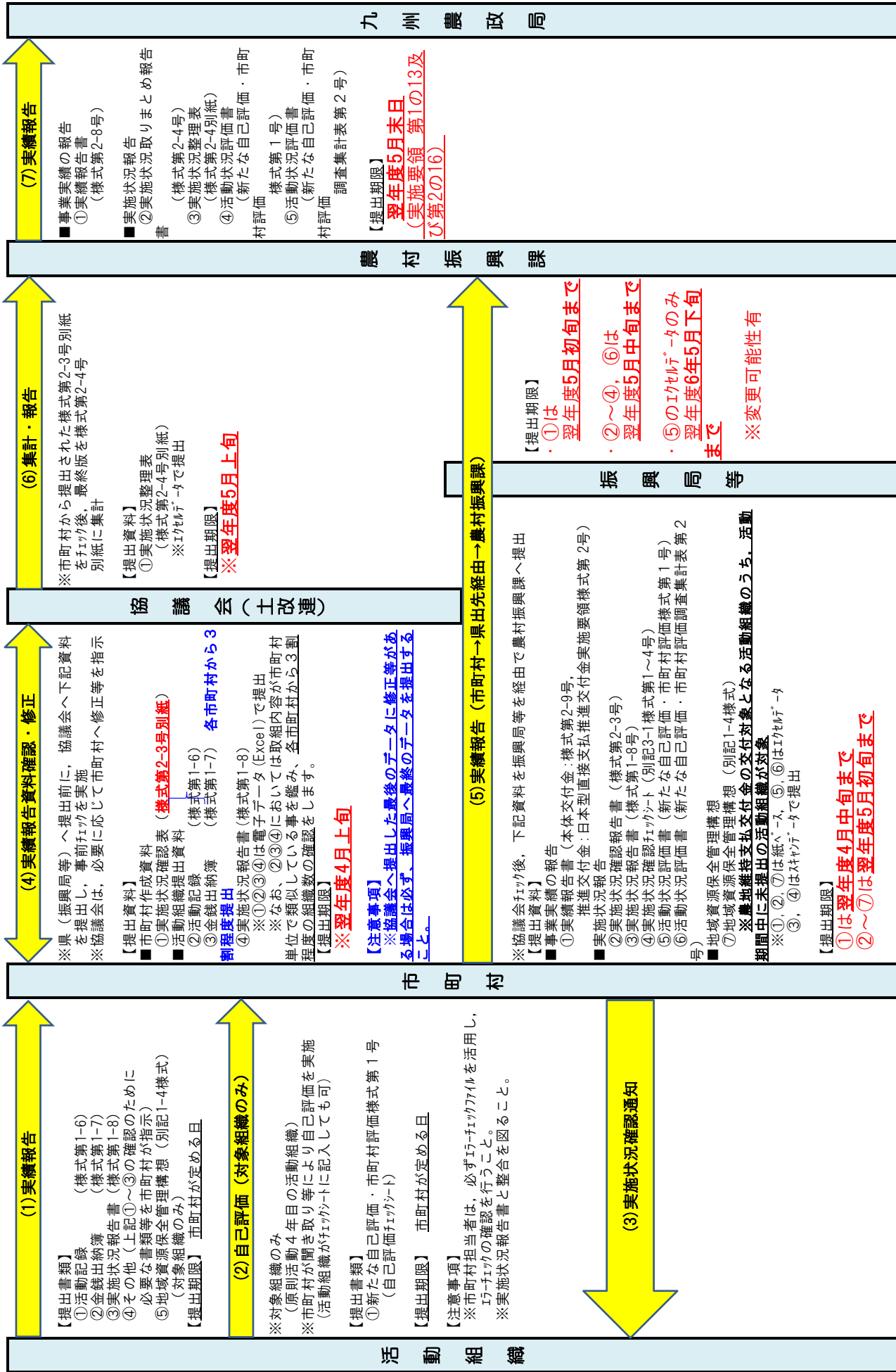
全活動組織のチェックはできません。依頼をされる市町村におかれましては、チェック希望の**活動組織を選別（おおよそ各市町村3割程度の組織）**し、EXCELデータ及び書類を送付ください。

なお、実績報告の期限は実施要領 第1の13及び第2の16で**翌年度の5月末まで**に九州農政局へ県が提出することになっておりますので、令和7年度の実績報告は、早めの取りまとめ及び提出をお願いします。

（※ 実績報告の流れ 参照）



■ 実績報告の流れ





実績確認の内容 要注意事項

	確認項目	要注意・確認事項
1	点検	点検実施後の記録はありますか？
2	機能診断	共同活動の補修等実施をする際は、機能診断（点検）必須。機能診断記録は必ず残しましょう。補修をする根拠が必要です。また、日付に注意しましょう。
3	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	組織での話し合い等は、必ず記録を整理し残しましょう。 （資源保全管理構想作成の資料となる）
4	共同の補修と長寿命化の更新等	作業が混在しないよう明確に区分しましょう。 （県基本方針で確認の事）
5	団体への支援金・団体へまとめて支払いした場合の領収書	・ 物品の場合は、必ず領収が必要。 ・ 多面事業で支出してもよいものか必ず確認すること。 ・ 団体の長の領収はありますか？ また、日当の場合は、最終受取者のサイン・領収月日の記入が必須です。
6	内規の確認	内規以外に決めておかなければならないような事はありませんか？ 例：機械借り上げ料等
7	保険の加入について	損害・傷害保険は必ず加入しましょう。 また、精算がある場合は年度内にしましょう。
8	公民館使用料について	公民館使用料は決められたものですか？ 組織側で勝手に決めていませんか？
9	維持の事務・安全研修 共同の機能診断・補修 技術研修について	組織は活動期間内受講必須 （実施年度及び実施予定年度を確認すること）
10	外注について	・ 契約書・見積書等の妥当性を確認しましょう。 ・ 手続き等は市町村・改良区等に準拠していますか？ 根拠資料を揃えましょう。 ・ 手続き等の書類は必ず決裁必須 ・ 手続きは組織の規約・内規等で定めましょう。 ・ 工事等の進捗状況を確認し活動記録に残しましょう。
11	長寿命化実施について （維持共同から長寿命化への活用）	維持共同活動を100%実施した上で活用できます。 交付金は維持共同活動の交付金であるので、出納簿では維持共同で対応しましょう。 長寿命化通帳へ移動しないようにしましょう。
12	持越金について	持ち越額の使用目的を明確にしましょう。
13	活動記録等	多面活動で管理出来ない場所を確認しましょう。 （神社・公園・公民館・河川・県道など）
14	総会等の決定内容について	構成員全員に周知しましょう。 特に欠席者への周知は確実にしましょう。 また、周知内容の書面等の記録は必ず残しましょう。
15	計画と違う内容を実施した時	認定・届出の手続き必須。 （例：遊休農地の面積変更）
16	長寿命化の一部直営施工	施工箇所の作業状況写真等記録を必ず残しましょう。
17	認定面積・交付対象面積と白地の関係	交付対象面積に白地の考え方を明確にしましょう。 （該当箇所 面積 考え方）の確認→維持 共同 長寿命化
18	認定面積・交付対象面積と白地以外の関係 （未整備地？）	交付対象面積に白地以外と思われる面積あり 交付対象外と思われるが、当該箇所・面積・考え方を確認し明確にしましょう。→維持 共同 長寿命化

7. 国の抽出検査について

令和6年度は、県内5組織の抽出検査が行われました。
 その中で、要注意点・再確認事項等がありましたので、情報共有いたします。

【特定テーマ】共同活動の安全管理		
工事完了後の譲渡	工事後譲渡手続きがされていない	施設所有者の市への無償譲渡に係る手続きを今後行うこととしているとの説明であったが、速やかに手続きを行い、その上で、財産管理台帳を整理されたい。
財産管理台帳	財産管理台帳「アスファルト舗装」の耐用年数15年	耐用年数 15年⇒10年
	長寿命化工事で整備した施設について、施設所有者の市への無償譲渡に係る手続きを速やかにされたい。その上で、財産管理台帳を整理されたい。	長寿命化工事で整備した施設について、施設所有者の市への無償譲渡に係る手続きを速やかにされたい。その上で、財産管理台帳を整理されたい。
	購入した機械器具等について	購入した機械器具等については、備品台帳を作成整理すること。保管場所も明記する。
繰越金	備考欄記載がない	具体的な活動時期、内容を備考欄に記載すること
備品台帳	記載内容について	看板等の設置場所（保管場所）まで記入されたい。

令和7年度の特定期間「現況地目の確認・判定方法」

R6に実施された会計検査の指摘内容を踏まえたテーマとなっている。

会検指摘事項

- ・対象農用地が、駐車場。農業用倉庫、資材置き場などになっているものや樹木が生えているなど保全管理が適切に行われていないものなどがあり、本来交付金対象とならない農用地に対して交付金が交付されている。
- ・盛土されているなど湛水するための畦畔及びかんがい機能を有していないにもかかわらず「田」に係る交付金が交付されている。

8. 活動範囲図のGIS化について

令和7年度の特定期間「現況地目の確認・判定方法」

R6に実施された会計検査の指摘内容を踏まえ、令和7年度の国の抽出検査の特定期間は「現況地目の確認・判定方法」となっている。

会検指摘事項

・対象農用地が、駐車場。農業用倉庫、資材置き場などになっているものや樹木が生えているなど保全管理が適切に行われていないものなどがあり、本来交付金対象とならない農用地に対して交付金が交付されている。



組織の活動範囲を見える化！



水土里情報システムにおいて、GIS化！

R7～R9（3か年）で県内全域を整備



- ・ GIS化をすることで、活動範囲がひと目でわかります。
- ・ 登記地目と比較が可能です。
- ・ 面積などの集計が可能です。

各市町村単位でデータの提供をお願いします。

- ☆ 活動組織の大字、地番が整理されているEXCELデータ
（PDF等のデータや紙ベースでの提供は不可）
- ☆ 各市町村の最新の地籍データ（個人情報不要）
- ☆ GIS化したデータがある場合は、shpファイル

9. 協議会ホームページのご案内

協議会HPは、多面的機能支払交付金事業の推進を図るため、最新の情報等を発信し、事業の拡充等を目的としたものです。

このHPでは、事業の最新情報や、研修会の案内、様式や組織の活動事例集等の配信を行っています。

- ・検索エンジンで「水土里サークル」と入力し検索してください。

水土里サークル

検索





○要綱・要領等

要綱・要領，鹿児島県の基本方針，活動の手引き 等のデータをダウンロードできます。

○参考様式・事例集

各組織，市町村用の作成書類様式等をダウンロードできます。申請や報告は，必ず対象年度の様式で作成しなければなりません。（R7から様式が変更されています。）

こちらのページから必要なファイルをダウンロードしてお使い下さい。

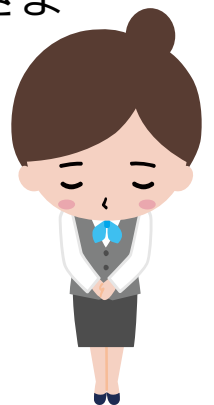
「事例集」は，県内の活動組織の事例を紹介しています。

- ・活動前の状況や課題
- ・取組内容
- ・取組の効果 等の紹介

現在，20組織の事例を紹介しています。

鹿児島県水土里サークル活動支援協議会では，多面的機能支払交付金事業の様々な情報をお届けしていきますので，ご活用下さい。

ホームページに関するご意見・ご要望等は協議会まで
E-mail : k-circle@asunoyume.net



10. 安全管理・保険加入について

共同活動の前には、必ず安全確認を行いましょう。
また、保険も必ず加入しましょう。

① 事前チェック・・・作業場所の下見をしましょう。

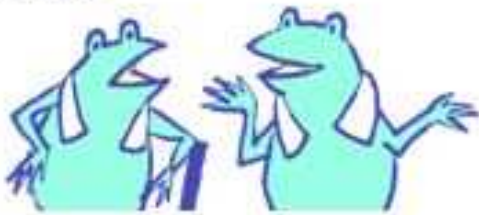
② 当日チェック・・・参加者の確認
危険箇所の説明
作業器具等の点検

※ 見回り役を1人つけて安全の指導をしましょう

※ 必ず複数名で作業を行いましょう。
単独作業は、絶対に止めましょう。

単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡
をとり合う



【保険について】

加入保険については、内容を必ず確認しましょう。
また、参加者への説明も行いましょう。

【熱中症対策について】

炎天下で長時間の作業はやめましょう。
水分補給は作業前，作業中必ず取りましょう。
(お茶や水より塩分の含まれるスポーツドリンク等が
おすすめです。)

こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分
を補給



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送
風機の活用



* 熱中症が疑われる場合には *

01 作業を中断



(代表的な症状)

- ・ 汗をかかない、体が熱い
- ・ めまい、吐き気、頭痛
- ・ 倦怠感、判断力低下

02 応急処置



- ・ 涼しい環境へ避難
- ・ 衣服をゆるめ体を冷やす
- ・ 水分・塩分を補給

03 病院へ



応急処置をしても症状が改善
しない場合は医療機関で診療
を受けましょう!!

「共同活動の安全のしおり」を必ず読みましょう。

【参考】

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る



高めよう 地域協働の力！

【R7】

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

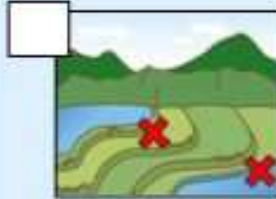
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

11. イメージキャラクターの使用について

イメージキャラクターの使用ができなくなりました。



昨年、イメージキャラクターの作者である鳥山明氏が死去されました。それに伴い、使うことができなくなりました。

現時点で製作されているグッズ等の取扱いについて

過去に作成した「のぼり」等の制作物の回収は致しませんが、可能な限りキャラクター下にある著作権マークC横の作者名を非表示にしてください。

Think About 2030

©鳥山明 BIRD STUDIO・Alternative Communications Inc.

可能な限り、作者名の表示を塗りつぶす等をして非表示にしてください。

注意点（今後できないこと！）

1. 新規でグッズ等の作成

2. 現在作成してあるグッズ

（タオル・のぼり 等々）の追加工成

今後は・・・

農林水産省の作成した、「多面的機能支払交付金」ロゴマークを活用します。



詳細については、農林水産省のホームページをご確認ください。

農林水産省多面的機能支払交付金
ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html



12. 協議会 業務担当窓口のご案内

令和7年度は、下記体制により水土里サークル活動の推進・支援を行います。

お問い合わせ等については、下記をご参照ください。

鹿児島県水土里サークル活動支援協議会 業務窓口			
水土里ネット鹿児島（鹿児島県土地改良事業団体連合会） 総務部 地域支援課 地域振興係			
TEL：099-223-6116		FAX：099-239-8399	
E-Mail		k-circle@asunoyume.net	
総括	農村振興対策官	福増 千恵子	内230
副総括	次 長	前田 範子	内210
	次 長	亀井 康二	内220
業務担当	主 任	龍寶 かずさ	内231
	主 事	山元 翔真	内233
	専門嘱託	松崎 誠	内232
	専門嘱託	山之上 秋光	内234



MEMO

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school writing paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.